

兵庫県公報

令和8年4月2日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和7年3月26日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和8年4月2日

兵庫県監査委員

花岡正浩
高永徹

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「監査請求書」という。）が提出された。

- (1) 提出日 令和8年2月5日
- (2) 住所及び氏名 宝塚市 X

2 請求の概要

監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面（別記1(1)から(13)までの書面。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 兵庫県議会議員である伊藤傑氏（以下「伊藤議員」という）が、平成28年度から令和5年度にかけて政務活動費を自動車リース料として支出した車両の所有権が、伊藤議員側に移転している。これにより、政務活動費（リース費用の約50%相当）が、結果として伊藤議員個人の資産形成に充当された疑義が生じている。

イ 当該リース車両の所有権移転が行われた令和5年7月20日以降、現時点においても、兵庫県は伊藤議員に対し当該政務活動費の返還請求等の措置を講じていない。仮に、返還請求等を行うべきであるにもかかわらず行っていない状態が継続しているなら、自治法第242条にいう「怠る事実」に該当する可能性があるため、自治法第242条第1項に基づき監査を求め、不当利得相当額132万570円の返還請求等、必要な是正措置を求める。

(2) 請求理由

ア 政務活動費に係る制度

自治法第100条第14項は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として政務活動費を交付することができるとし、交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとしている。

兵庫県議会議員政務活動費交付条例は、政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）、交付の対象は会派及び議員が実施する調査研究、政策提言等のいわゆる「政務活動」に要する経費であること（第2条第1項）等を規定している。政務活動費の使途基準は、第2条第2項に基づき、別途定めら

れた兵庫県議会議員政務活動費の手引（以下「手引」という。）で詳細に規定されている。

手引によれば、政務活動費をリース車のリース料に充てることは認められているが、「リース終了後に所有権移転を前提としている契約の場合は、ローンによる資産形成と同趣のものとみられることから、政務活動費の充当は不可とする。」「所有権移転が可能な契約条項がある場合は、所有権移転に係る条項の削除を行うこと。契約上、条項の削除が出来ない場合は、所有権移転を行わない旨の申出書を議長あてに提出し、所有権移転を行わないことを明確化しなければならない。」と規定している。

イ 伊藤議員の行為の事実

- (7) 伊藤議員は、スズキ・イグニス（以下、「本件車両」という。）のリース契約をオリックス自動車（以下「オリックス」という。）との間で平成28年5月23日に84回払いの7年契約として締結し、同年7月20日から令和4年7月20日までの6年間に渡り73回の月額リース料に対して政務活動費を充当した。
- (4) しかし、登録事項等証明書によれば、リース満了直後の令和5年8月30日に本件車両の所有権を自身に移転している。これは手引の禁止規定に違反する。
- (6) 本件車両への政務活動費の充当は令和4年7月20日を最後とし、その後は新しいリース車であるジムニーに切り替わっているが、実際には本件車両は解約せず、残りを自費で契約満了まで支払ったことで、所有権移転の権利を得ている。
- (5) オリックスとの7年間のリース契約に加え、兵庫車輛株式会社（以下「兵庫車輛」という。）と伊藤議員の間でも本件車両の5年間のリースが二重に締結されている。兵庫車輛との契約には本件車両を返却する旨が記載されているが、所有権のあるオリックスへの返却ではなく不可解である。これについてオリックスからはリース車の返却を提携整備工場に代行させることはないと確認している。
- (4) 伊藤議員は、所有権移転が含まれるオリックスの「いまのりセブン」を三菱アイ、本件車両、ジムニーと続けて契約している。平成26年の新聞報道では三菱アイについて「契約当時、所有権が移転するとは知らなかった。契約は途中解約する」と表明しており、少なくとも本件車両のリース契約締結時には所有権移転が不適切であると認識していたことは明白である。
- (4) オリックスから、リース契約満了時に自動的にリース車が引き渡されるものではなく、契約者自ら所有権移転を希望することを申し出る必要があることを電話で確認した。つまり、本件車両の所有権移転に際して伊藤議員から所有権移転を希望する意思が示されたことは明白である。

ウ 類似判例による評価

本件の類似事例として、広島高裁岡山支部令和2年9月10日判決（令和3年12月21日最高裁第三小法廷決定により確定）は、自動車のファイナンス・リース契約について、議員がリース満了時に買取る選択肢を有し、契約期間が長期で、総リース料が高額であること等を総合考慮し、当該リース契約の实质が自動車購入ローンに近く、個人の資産形成につながるものであるとし、政務活動費からの支出を違法と判断した。同判決は、当該自動車が政務活動に使用される可能性があることを前提としても、所有権取得が制度的に予定されているリース契約に政務活動費を充当すること自体が許されないと明示しており、政務活動費の使途判断において、契約形式ではなく経済的実質に基づき評価すべきことを明確にしている。

本件で伊藤議員がオリックスと締結した「いまのりセブン」契約は、7年間の長期契約で、満了時に当該自動車の所有権の取得が可能である点で、上記高裁判決と共通する。加えて本件では、単に所有権取得の選択肢があるにとどまらず、実際に契約満了後に伊藤議員が自動車の所有権移転を受けた事実がある点で、判例よりも一層、政務活動費による私的資産形成の性質が明確である。

(3) 求める措置の内容

- ア 伊藤議員が手引で禁止されている所有権移転を伴う支出に該当する可能性のある行為を行った結果、政務活動費が議員個人の資産形成に充当されたと評価され得るか否か調査し、その違法性又は不当性の有無を判断すること。
- イ 当該リース料に充当された政務活動費132万570円について、兵庫県が伊藤議員に対し返還請求等の是正措置を講じていない状況が、自治法第242条にいう「怠る事実」に該当すると評価され得るか調査・判断し、違法又は不当と認められる場合には、兵庫県議会議事局長を通じて議長に対し、速やかに返還請求等の是正措置を講ずるよう勧告すること。
- ウ 調査結果及び判断内容を、住民に対する説明責任の観点から適切に公表すること。

(4) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記1(1)から(13)までの文書が提出された。

3 監査執行上の辞退

議会選出の岡つよし監査委員と前田ともき監査委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両監査委員は、監査を執行していない。

4 監査請求形式要件の審査、請求の受理

提出のあった監査請求書について、令和8年2月13日に要件審査を実施した結果、所定の要件を具備していると認め、提出日をもって受理することとした。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

令和8年3月3日に、自治法242条7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、おおむね次のとおり陳述があり、同日までに、別記1(14)から(16)までの書面（以下、別記1の書面をあわせて「事実証明書」という。）の提出があった。

- (1) 監査請求書のうち、伊藤議員が本件車両のリース料に充当したとされる政務活動費の額を1,338,660円に、支払回数を74回に訂正する。
- (2) 過去の裁判例では、リース車両の取得を可能とする条項を削除できないという段階で、政務活動費の充当が違法と認定されている。
- (3) 議長に提出される返還確約書は、政務活動費支出の前提条件として機能し、実質的に契約条件と同等の意味を持つものとして評価すべきである。
- (4) オリックスに確認したところ、リース契約満了時に譲渡の希望がなければオリックスの経費負担で車両を引き上げるので、勝手に譲渡することはないとのことであったため、本件車両の譲渡は、議員の意思表示によるものである。
- (5) リース車両の残価設定が仮にゼロであっても、市場価値が存在するものを無償で取得したことは資産取得に変わりはなく、伊藤議員が議長に提出した確約書に反している。
- (6) 本件車両の登録事項等証明書によれば、伊藤議員は本件車両を取得している。その後約1週間で株式会社ティーワンに譲渡しているが、物理的に車両を取得する場合だけでなく、権利を取得した場合も議長宛の返却確約書に反する。

2 執行機関の陳述等

執行機関は陳述を行わず、別記2の証拠を提出した。

第3 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

本件においては、請求人が請求書及び事実証明書において特定したものと判断できる次の事項を監査の対象とした。

〔監査の対象〕

伊藤議員の政務活動費（本件車両の自動車リース料に対し調査研究費として充当された1,338,660円）に係る不当利得に対し、議会事務局長が返還請求権の行使を怠る事実

第4 監査の結果

1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

〔監査結果〕

本件監査請求は請求の利益が失われているものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

2 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度

ア 法律及び条例の定め

(7) 自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として交付することができることを規定し、交付の要件としては「議員の調査研究その他の活動に資する」ための必要性を挙げるにとどめ、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとし、具体的な運用については各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねている。

(4) 兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）は、次のa～cのとおり規定している。

a 政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）。

b 交付の対象は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（政務活動）に要する経費であること（第2条第1項）。

c 充てることができる経費及び内容は、条例別表に定めがあり、本件措置請求の対象である自動車リース費用は、調査研究費に該当する。

イ 政務活動費の手引の定め

県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等の手続を行う際のマニュアルとして、また、政務活動費の使途基準として、政務活動費の手引を定めて、会派及び議員に示している。同手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

自動車リース契約によるリース料への政務活動費の充当については、手引の使途基準のうち調査研究費の例として記載があり、リース終了後に所有権移転を前提としている契約の場合は、「ローンによる資産形成と同趣のものともみられることから、政務活動費の充当は不可とする。」、所有権移転が可能な契約条項がある場合は、「所有権移転に係る条項の削除を行うこと。契約上、条項の削除が出来ない場合は、所有権移転を行わない旨の申出書を議長あてに提出し、所有権移転を行わないことを明確化しなければならない。」との留意事項が挙げられている。

(2) 本件車両に係る事実

調査によれば、次の事実が認められる。

ア 本件車両のリース料に対する政務活動費の充当

本件車両のリース料に対して、伊藤議員が充当した政務活動費は、平成28年6月分から令和4年7月分までのリース料に対する合計1,338,660円であった。この政務活動費は、兵庫県議会自由民主党議員団（以下、「自民党会派」という。）に対し県が支出したものの一部である。

イ 本件車両に係るリース契約及び取得

(7) 伊藤議員は、平成28年5月23日、オリックスとの間で本件車両のリース契約を締結した。

(4) 神戸運輸監理部から取得した登録事項等証明書によれば、本件車両は令和5年8月30日にオリックスから伊藤議員に移転登録され、同年9月8日にティーワンに移転登録されている。

(3) 自民党会派による政務活動費の返納

ア 議会事務局長は、本件に係る政務活動費について自民党会派が該年度の収支報告書を訂正したことに伴い、自民党会派に対して納入を通知した。

イ 自民党会派はアの納入通知により、本件に係る政務活動費の全額を返納した。

3 判断

仮に伊藤議員による本件車両の取得が政務活動費の手引の規定に反していても、2(3)で確認したとおり、伊藤議員が本件車両に充当していた政務活動費については、自民党会派に対し議会事務局長が納付を請求したことが認められるから、県が請求を怠る事実は既に存在しない。また、自民党会派から県に対して返納されたことが認められるから、県の損害は既に存在しない。

したがって、請求人の請求は、請求の利益が失われているものと判断する。

別記1 請求人から提出のあった書面

- (1) 本件車両に係るリース契約書
- (2) 本件車両に係る政務活動費の会計帳簿該当箇所（リース料金支出記録）
- (3) 2016年6月1日付の「リース終了後、リース車を返却する」旨が記載された兵庫車輛株式会社とのリース契約書
- (4) 本件車両の登録事項等証明書
- (5) 政務活動費の手引（所有権移転禁止規定および申出書義務）
- (6) 2017年3月15日付の伊藤議員名義の「リース終了後、リース車をリース会社に返却することを確約します」と記載された議長宛申し出書
- (7) ジムニーに係るリース契約書
- (8) 2022年6月1日付の「リース終了後、リース車を返却する」旨が記載された株式会社ティーワンとのリース契約書
- (9) ジムニーの検査記録事項等証明書
- (10) 朝日新聞記事(平成26年のリース車の所有者移転に関する指摘)
- (11) 三菱アイに係るリース契約書
- (12) 広島高等裁判所岡山支部令和2年9月10日判決
- (13) 令和3年12月21日最高裁判所第三小法廷決定
- (14) オリックス自動車株式会社への電話による確認内容
Webアーカイブによる2016年5月16日の「いまのりセブン」の契約基本情報、無償譲渡に関する情報の再現、2016年当時のリース契約種別のリース料シミュレーション
- (15) 広島高等裁判所岡山支部判決と本件事案の比較表
- (16) 兵庫県の令和2年12月24日付け住民監査請求に係る監査結果に引用された判例一覧

別記2 執行機関から提出のあった書面・資料

- (1) 政務活動費収支報告書（訂正）及び会計帳簿
- (2) 納入通知書（自民党会派あて）
- (3) 納入通知書兼領収書